

## コンプライアンス管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、NPO 法人馬瀬川プロデュース（以下、馬瀬川プロデュースという）のコンプライアンスに関し必要な事項を定めることにより、すべての役職員等が法令等を遵守し高い倫理性を保持して業務を遂行する態勢（以下「コンプライアンス態勢」という。）を確立し、もってNPO 法人馬瀬川プロデュースの適正な事業運営に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することをいう。

2 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）、条例並びに定款、自主行動基準及び各種規程等の社会ルールをいう。

3 この規程において「会員」とは、役員及び会員、ボランティアをいう。

### (会員の責務)

第3条 会員は、業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 会員は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、それを活かし、業務活動を発展させることにより、定款に定める目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

### (基本方針等)

第4条 理事会は、馬瀬川プロデュースのコンプライアンス態勢を維持するため、コンプライアンスの基本である法令等を遵守するとともに、法令の目的である社会的要請、社会通念及び社会倫理等を尊重して行動することを方針として、これを維持するよう努力する。

### (理事会のコンプライアンスの所掌事務)

第5条 理事会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本方針の確認・維持
- (2) コンプライアンス実践のチェック
- (3) 情報管理（関係法令等改正の把握、情報の収集及び提供）
- (4) コンプライアンスに係る指導
- (5) その他コンプライアンスに係る事務等

### (コンプライアンス責任者)

第6条 理事会は、代表理事をコンプライアンス責任者として指名する。

### (コンプライアンス担当者)

第7条 コンプライアンス担当者は、事務局長がその職務を行う。

2 事務局長は、コンプライアンス推進に関する以下の業務を行う。

- ① コンプライアンスを徹底するため、コンプライアンスの状況について話し合いを企画する。
- ② コンプライアンスに関する状況の把握、法令情報の収集、違反行為の通報・相談への対応等を行い、理事会に報告する。
- ③ コンプライアンス実践を適切に実施するよう、進捗状況等を理事会に報告する。
- ④ 苦情に関する情報の把握、処理を行う。

### (法令等の遵守)

第8条 会員は、業務活動の執行等に当たり、法令等を遵守（暴力団、反社会的勢力の排除）し、不正を行わない。

2 会員は、常に本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、業務活動等において、ねつ造、改ざん、盗用等の不正行為等を行わない。

(会の環境の整備)

第9条 会員は、常に責任ある行動と不正行為の防止を図るために、会の環境の質的向上に積極的に取り組むこととする。

(利益相反)

第10条 会員は、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、適切に対応する。

2 馬瀬川プロデュースは、利益相反防止のため、会員に対して必要に応じ「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じる。

3 会員は、職務の執行に際し、利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示し、事務局長に届けなければならない。

4 3による届け出を受けた事務局長は、これを理事会で協議する。

(コンプライアンス違反行為の処理)

第11条 事務局長は、コンプライアンス違反行為の疑いがあると判断した場合には、速やかに事実関係を調査し、その事案が法令上の違反行為に該当するか検証し、必要な場合には速やかに改善措置を講ずる。

2 事務局長は、前項の調査によりコンプライアンス違反行為となる事実が認められたときは、速やかに当該事案を代表理事に報告する。

3 事務局長は、コンプライアンス違反に関連する情報について、再発防止又は未然防止のための措置内容を理事会に報告する。

(コンプライアンス実践)

第12条 理事会は、毎年度、内部規程の整備、会員への指導、働きかけを計画する。

(コンプライアンス指針)

第13条 理事会は、会員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方針を会員に周知する。

(研修)

第14条 代表理事は、コンプライアンス態勢を徹底するため、会員を対象とした関係法令その他の研修を実施する。

(法令情報の収集・提供)

第15条 事務局長は、法令等の制定又は改廃の動向の把握に努め、有用な情報を会員に提供する。

(記録等の管理)

第16条 理事会は、コンプライアンスに関する記録又は文書管理について必要に応じてこれを管理する。

(内部通報等)

第17条 馬瀬川プロデュースは、活動において重要な法令等違反の事実や危険を知った場合は、通報又は代表理事又は副代表理事に直接通報又は相談するよう周知徹底するとともに、その通報又は相談行為に対して不利益を課さないことを保証しなければならない。

(監査)

第18条 代表理事は、コンプライアンスの実践状況について毎年1回、監査を行わなければならない。

(規程の見直し)

第19条 本規程の改廃は、理事会が決定する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

改正：令和4年9月30日